

消費生活センター通信



寒暖差に気をつけて🌧️ No.4 令和6年5月

ぼくは、会津若松市消費生活センター消費者被害防止キャラクターの「起き上がりこ防止くん」です♪
年に4回程度、皆さんに気をつけてほしいトラブルなどについてお知らせしているよ(^o^)/
家族や周りの人たちと一緒に、みんなで安全・安心な生活を送ろう！！



▶▶▶消費者トラブル注意報～春～



インターネットを安全に使おう！

👉 **個人情報**は絶対に教えない！
(名前、住所、電話番号、メールアドレスなど)

👉 ゲームや音楽、通販などを利用するときは、**注意事項**をよく読む！すぐに親に相談する！

👉 **知らない電話番号**には出ない、
かけ直さない！**知らないメールアドレス**からのメールは開かない！

👉 **家族で決めた時間内**で使う！

入園・入学・進級おめでとう！

☆新生活は契約がいっぱい☆

- ・ランドセル・自転車を買う
- ・制服を買う・丈を直してもらう
- ・携帯電話を使う ・美容院で髪を切る
- ・電車・バスに乗る

～そもそも「契約」ってなに？～

法律的な責任が生じる約束のこと。

売り手と買い手の合意があれば、**口約束でも契約は成立**する！

◎消費生活センター年間相談件数

令和4年度:898件

令和5年度:925件

✿エシカル消費コーナー✿

Vol.4～「人」を守る消費～
「その商品、なぜ安いの？」
安い商品の裏には苛酷な労働環境が！
🌧️児童労働 🌧️低賃金労働 etc…

---エシカル実践例---

- ✿フェアトレード商品を買う
- ✿障がい者施設などで作られた雑貨や食品を買う
- ✿寄付付き商品を選ぶ

エシカル(ethical):「倫理的・道徳的」
「エシカル消費」とは、人や社会、地域や環境などに配慮した商品やサービスを選んで消費すること。

会津若松市
消費生活センターって
何をしている場所？



A. 「消費生活相談員」が、市民の皆さんから寄せられた相談に対して、アドバイスをしたり、専門機関を案内したりしている場所！

対象の
相談内容

- ・悪質商法の被害や契約トラブル
- ・多重債務(借金)
- ・製品事故

相談方法

電話 または 来所

受付時間

月～金(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

TEL

0242-39-1228

気軽に相談してね！

